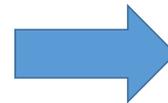


ひとり親家庭等医療費助成事業の助成方法が変わりました（令和2年11月診療分から）

ひとり親家庭等医療費助成事業とは、ひとり親家庭等の方が病院にかかった場合に、保険適用の医療費の自己負担分の一部について助成する事業です。

石井町では、義務教育終了後18歳に達した年度末までの児童及びその児童を扶養している父母に対する助成方法を償還給付とし、認定証（A4の用紙）を交付していましたが、子育てと仕事を一人で担うひとり親家庭等の償還給付に係る申請負担軽減と利便性向上のため、**令和2年11月診療分から上記対象者の助成方法を現物給付に変更し、受給者証（黄色）を交付します。**

		義務教育終了前の児童とその児童を扶養している父母 ※受給者証（黄色）	義務教育終了後、18歳に達した年度末までの児童とその児童を扶養している父母 ※認定証（A4）	
入院	父母	ひとり親家庭等医療費助成事業で 現物給付	父母	ひとり親家庭等医療費助成事業で 償還給付
	児童		児童	
通院	父母	対象外		
	児童			子どもはぐくみ医療費助成事業で 現物給付 (1医療機関につき1ヶ月自己負担600円)



		18歳に達した年度末までの児童とその児童を扶養している父母 ※受給者証（黄色）
入院	父母	ひとり親家庭等医療費助成事業で 現物給付
	児童	
通院	父母	対象外
	児童	
		※ ひとり親医療費助成事業の現物給付は 1医療機関につき1ヶ月自己負担1,000円

用語の定義

現物給付・・・医療機関の窓口で受給者証を提示すると、保険適用内の医療費を支払わずに受診することができること。（保険適用外の医療費などは対象外）

償還給付・・・医療機関の窓口で自己負担分を支払い、後日、子育て支援課にて手続きをすることで払戻しを受けられること。

自己負担600円・・・子どもはぐくみ医療費助成事業における一部自己負担のこと。（調剤薬局は除く）

問い合わせ先
石井町子育て支援課
(電話674-162)